

令和8年

# 春の全国交通安全運動



4月6日(月) ~ 4月15日(水)

## 運動の重点

◎4月10日(金)は  
「交通事故死ゼロを目指す日」です

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 脇見・ぼんやり運転等の追放(県独自)

令和7年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



中学校の部  
銅賞 坂元 瑠花さんの作品



高校・一般の部  
銀賞 木村 一歌さんの作品

## みんなで交通ルールを 守りましょう

一人ひとりの心がけで  
交通事故をゼロに!



### 交通事故相談所のご案内

県では無料の交通事故相談所を開設しています。

☎ 0985-26-7039

〈相談日時〉

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

※受付は午後3時まで

※面談による相談を希望される方は、事前に  
電話でお申し込みください。

宮崎県交通安全対策推進本部

事務局

(宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課)

TEL:0985-26-7054 / FAX:0985-20-2221

E-mail:seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

# 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

## 【安全で安心な交通環境の実現】

○スクールゾーンや通学路等の安全点検を行い、交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみでこどもの交通事故防止に取り組みましょう。

## 【歩行者も交通ルールを守ろう】

- 道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかりと学びましょう。
- 横断歩道は、手を上げて、信号や右・左をよく見ながら渡りましょう。
- 車の近くを横断しないようにしましょう。



# 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

## 【ながらスマホの根絶】

- 運転中のスマホ等の通話や注視の危険性について、広報啓発を推進しましょう。
- ながら運転や歩きスマホによる交通事故を防止するため、交通安全教育を徹底させましょう。

## 【運転者の歩行者優先意識等の徹底】

- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持って運転しましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道手前で必ず一時停止しましょう。

## 【飲酒運転の根絶】

- 飲酒運転は重大な犯罪です。「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意。運転する場合は、前日のお酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すこと、飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供することも重大な犯罪です。

# 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

## 【ヘルメットは命を守ります】

○自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

## 【自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを再確認】

- 道路交通法の改正により、令和8年4月1日より16歳以上の自転車利用者による一定の交通違反への交通反則通告制度（青切符）が導入されます。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の方の利用が禁止されています。

### 「自転車安全利用五則」

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

# 4 脇見・ぼんやり運転等の追放

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行しましょう。
- 体調管理を徹底し、過労や居眠り等の危険な運転をなくしましょう。

